

四日市市告示第 5 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 3 項の規定に基づき、地方税共同機構に特定収納事務を行わせる特定歳入等について、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

四日市市長 森 智 広

1 特定収納事務を行わせる者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
地方税共同機構	東京都千代田区麹町 4 丁目 2 番地 6 住友不動産麹町ファーストビル 7 階

2 特定収納事務を行うことができる歳入の種類

道路占用料、河川占用料、公園の敷地占用料

3 納入義務者が納付を行う方法

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 7 第 2 項に規定する総務省令で定める方法

4 特定収納事務を行わせる期間

令和 8 年 9 月 2 4 日から

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

（会計管理課）